

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

令和四年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 被聴聞者 桜井市大字谷三七番地の一〇

株式会社栄光ホーム

代表取締役 中原 久夫

二 聴聞の日時 令和四年三月二十二日 午後二時

三 聴聞の場所 奈良市登大路町三八―一

奈良県中小企業会館四階 会議室（二）